

役員・評議員・その他の委員の報酬及び費用の支給に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人あすなろう福祉会（以下「当法人」という）定款8条及び第22条の規程に基づき、理事及び監事（以下「役員」とする）並びに評議員、評議員選任・解任委員（以下「その他の委員」）に係る職務の執行に対する報酬及び費用の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 この法人は、役員及び評議員、その他の委員に対し、その職務の執行の対価として、報酬を支給する。

2 報酬の支給対象となる職務は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会及び理事会への出席
- (2) 監事による監査（定期又は臨時）
- (3) 役員及び評議員、その他の委員の各種研修会への参加及び他施設等の視察研修
- (4) 評議員選任解任委員会への出席
- (5) その他理事長が必要と認めた職務

(報酬の額)

第3条 役員及び評議員、その他の委員に対する報酬は、前条2項各号に定める職務について、1日5,000円の支給とする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員、その他の委員には、第2条第2項に規定する職務の執行に伴う費用が発生する場合は、当該交通費及び宿泊費の実費を別表1により支給する。

(報酬及び費用の支給方法)

第5条 前条までの報酬及び費用については、その職務の執行の都度支給するものとする。ただし、第2条第2項(3)に掲げる費用については、当該役員及び評議員、その他の委員の旅費請求書及びその他の費用の請求書の提出後速やかに支給するものとする。

(適用除外)

第6条 この法人の職員である理事については、前条までの報酬及び費用の支給は行わず、社会福祉法人あすなろう福祉会旅費規定によるものとする。

(規程の改正)

第7条 この規程の改正については、評議員の承認を受けなければならない。

(雑則)

第8条 この規定の定めのない事項については、この法人の定款他諸規則及び法令等によるものとする。

附則

この規程は、令和2年6月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表1 旅費の支給額

研修等、出張による旅費	旅費の支給額		摘要
鉄道費	1 新幹線料金		
車賃	1 交通機関（バス、タクシー）の定める料金 2 自家用車の場合 1 kmにつき 40 円とする 3 高速自動車道路料金 4 その他必要な料金（駐車料金等）		
飛行機	1 飛行機による必要な運賃 2 その他必要な料金		
宿泊費	1 宿泊料金は 1 泊 12,000 円までとする。		指定宿泊の場合で左記の料金を超える場合、実費を支給する
施設・神社集会で 行われる場合 の旅費	支払対象者	金額	摘要
理事会、評議員 会、評議員選任・ 解任委員会、内部 監査、その他会議	評議員、理事、監事 評議員選任・解任委員会委員 第3者委員他	【自家用車】 1 kmにつき 40 円 【交通機関】 (バス、タクシー) の定める料金	会議が 1 日複数 回合った場合に 於いても 1 回分 の支給とする。 役員である職員 には支給しない。